

# 農地転用に関する確約書

平成 年 月 日

行橋市農業委員会 会長 殿

住 所

氏 名

印

物件の表示

行 橋 市

上記の物件は、農地法第 条の規定による農地転用許可申請をなすにあたり、周囲農地への通行田あるいは通水田ではないことを確約いたします。

また、本件について農地転用を申請するにあたり、下記のことについても、同様に確約いたします。

1. 県知事（農林水産大臣）の許可のあるまでは、申請農地に対し、一切の工事施設等の行為はいたしません。

2. 許可を受けたる上は、申請書に記載した事業計画に従い、速やかに事業を完了します。

3. 許可を受けたる上は、計画どおりに工事を施行し、第三者への転売又は貸与等申請目的に反する行為はいたしません。

4. 転用行為に従い、万一紛争が生じた場合は、私が責任をもって解決いたします。  
(特に、周辺農地・周辺住民等及び、地元水利組合等とのトラブルについて)